

市内介護保険事業所等管理者様

新潟市福祉部介護保険課長  
(担当 介護給付係)

令和6年能登半島地震で被災した被保険者の利用料免除に係る  
介護給付費の請求方法について（お知らせ）

令和6年能登半島地震による介護保険利用料免除については、「令和6年能登半島で被災した被保険者の利用料免除について」（令和6年1月16日付新介第2994号）によりお示したところです。

今般、厚生労働省より令和6年1月サービス提供分の介護給付費について具体的な請求方法が示されましたので下記のとおりご連絡いたします。

### 1 請求方法

利用料免除対象者の介護給付費請求明細書のうち「請求額集計欄」について①②のとおり記載して請求してください。（見本は別紙を参照してください。）

（請求額集計欄）

- ①「給付率」に100と記載する
- ②「利用者負担額」に0と記載する

### 2 留意事項

食費・居住費は免除対象外です。特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）については通常どおり国保連合会に請求してください。

### 3 その他

保険医療機関や薬局等一部のいわゆる医療みなし事業所（※）については連絡先を本市で把握していないため送付できない状況です。

貴事業所等におかれましては、医療機関等で介護サービスの利用料免除を受けた対象者を覚知した場合は、ご協力いただける範囲で、この文書を当該医療機関等に参考提供いただきますようお願いいたします。

- （※）訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・居宅療養管理指導（いずれも予防含む）

以上

新潟市福祉部介護保険課介護給付係  
電話 025-226-1273（直通）  
Mail kaigo@city.niigata.lg.jp